

14科原安第24号

平成14年6月12日

使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者 殿

文部科学省 科学技術・学術政策局

原子力安全課 放射線規制室



(印影印刷)

### 放射性同位元素取扱事業所における火災発生時の対応について

貴事業所におかれましては放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、安全管理に努められていることと存じます。

平成14年3月に宮崎県内の化学工場において、また、同年4月には北海道内の石油プラントにおいて火災が発生しました。幸いにもR I機器の延焼は免れましたが、放射性同位元素取扱事業所と消防機関との間で放射性同位元素等に係る情報伝達、連携が円滑に行われていない状況も見受けられました。

これを受け、消防庁では、全国の都道府県の消防担当部局を通じ市町村に対し、放射性同位元素取扱施設における火災等事故時の際の消防活動に関するマニュアルを参考に、事業者との連携を含め、事故に対応し得る体制整備を図ることなどを改めて通知しました。

つきましては、貴事業所におかれましては、迅速かつ的確な消防活動のために別添の通り、消防機関との連携についてご協力頂くよう宜しくお願い致します。

本件に関するお問い合わせ先

原子力安全課放射線規制室総括係

電話：03-5253-4043

消防活動対策マニュアルの内容については

消防庁特殊災害室原子力災害係

電話：03-5253-7528

「原子力施設等の消防活動対策マニュアル」（総務省消防庁）より

「原子力施設等の消防活動対策マニュアル」は、原子力施設等における消防活動及び核燃料物質等の運搬中の事故に対する消防活動の対策について示したもので、事前及び火災等事故時の消防機関と事業者との連携に関する事項として、以下の記述がなされています。

**事前対策**

1. 火災等事故時における関係施設と消防機関の役割分担と連携方法

火災等事故時においては、事業者は消防機関等へ通報を行うとともに、第一義的に消防活動等を実施することとなる。また、消防隊が到着後は、連携を図りながら消防隊の活動に協力することとなる。このようなことから、火災等事故時において、放射線取扱主任者（放射線管理担当者）等から次の事項に関し報告、助言等を得られるようあらかじめ協議し定めておくものとする。

(1) 消防隊の誘導

(2) 消防隊への情報提供

① 建物状況

ア. 事故現場までの経路と緊急避難口等

イ. 注水及び破壊の禁止場所

ウ. 立入り禁止場所とその理由

② 事故の概要

ア. 被ばく・汚染のおそれ

イ. 汚染拡大の可能性

ウ. 火災等がRⅠ等取扱施設に係わるものか否か又はRⅠ等取扱施設への延焼危険の有無

③ 要救助者の状況

ア. 要救助者の人数及び場所の把握

イ. 要救助者の被ばく及び汚染状況の把握

④ 放射性物質の性状

ア. 火気・熱気に対する危険性

イ. 禁水・劇毒性

ウ. 人体への影響

⑤ これまでに施設関係者等が行った措置

ア. 放射線測定箇所と測定結果

イ. 消火活動及び救護活動の概要

ウ. 放射性物質等の移動状況

放射性物質の移動を要する場合にあっては、施設側に対して措置するよう要請する。

エ. 放射線危険区域の設定状況

(3) 消防隊へ提供可能資機材

2. 放射線検出体制の整備

放射線危険区域の設定等の判断資料を得るための放射線検出体制及び連携方法について施設側と予め協議し、定めておくものとする。

3. 隊員等の汚染検査及び除染体制

汚染検査（身体や資機材に付着している放射性物質の程度の検査）及び除染が効果的に行えるよう、施設側と協議し、定めておくものとする。

4. 放射性同位元素等取扱施設との共同訓練

適時、放射性同位元素等取扱施設と共同訓練を実施する。

## 火災等事故時の対策

### 1. 通報受信時における情報収集

R I 等取扱施設より事故等の通報を受けたときは、次の各号に掲げる事項について情報収集を行うものとする。

- (1) 発生時刻
- (2) 火災等の種別（火災、爆発、放射性物質（放射線）の漏えい、その他）
- (3) 要救助者数と被ばく及び汚染の有無
- (4) 火災等の場所（施設名）
- (5) 消防隊等が向かう R I 等取扱施設の構内の入口名または施設名及び誘導者名
- (6) 消防活動を行う際の被ばく及び汚染のおそれの有無
- (7) 燃焼物及び火災等の状況
- (8) 管理区域の内外及び管理区域への延焼危険の有無
- (9) 放射線量率の程度
- (10) 放射性物質の拡散危険の有無
- (11) すでに実施した防護措置及び消火等の状況
- (12) 消防用設備等の配置状況及び使用状況
- (13) 消防隊が使用可能な測定機器
- (14) その他消防活動に影響を及ぼす事項
- (15) 通報者の氏名・所属・電話番号

なお、通報受信時においては、以下の事項に関する施設側の措置状況を確認するとともに、未措置のものについては必要に応じてその措置について依頼するものとする。また、確認した事項を消防隊に伝達するものとする。

- (1) 消防隊到着時に、事故の概要、放射線量の程度、警戒区域の設定状況等の被ばく防止のために必要な情報を伝達できるようにしておくこと。
- (2) 要救助者が被ばくし又は被ばくしたおそれがある場合には、放射線の影響のない地域に速やかに救出するとともに、除染等の必要な措置を講じておくこと。
- (3) 放射線量の測定等、消防隊等の被ばくを防止するために必要な措置を講じておくこと。

### 2. 先着隊の活動

- (1) 現場に先着した隊は、汚染拡大の防止及び隊員の安全確保のため、放射性物質等について正確かつ詳細に情報収集すること
- (2) 情報収集要領は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 施設責任者又は専門家が現地にいる場合には、直ちにこれらの者から情報の収集を行うこと。
- ② 施設責任者又は専門家が現場にいない場合は、十分な知識を持っている関係者から情報の収集を行うこと。
- ③ 情報収集は施設責任者等の示す安全な位置で行うこと。
- ④ 放射線障害の危険性が把握できないときは、検出活動等が実施されるまでは、風上側のコンクリート壁等遮へい物の外側等の安全な位置まで退避する。

- (3) 収集する情報の内容は、事前対策 1、(2)「消防隊への情報提供」に掲げるとおりとする。

### 3. 放射線の検出活動

現場における放射線の検出活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設責任者及び専門家等と協議のうえ、検出活動の方針を具体的に決定する。この場合、施設側からモニタリング情報の提供、検出活動時の隊員の誘導や助言等を得るなど施設関係者と積極的に連携するものとする。

4. 消防警戒区域の設定

放射線レベル、放射能汚染の可能性に関する施設関係者の意見を考慮のうえ、住民等の安全確保及び現場における消防活動エリアを確保するため、消防警戒区域を設定する。この場合、安全を見込んで十分広く設定する。

5. 汚染検査及び除染

汚染検査及び除染については、施設側と協議又は依頼し実施する。